

四半期報告書

(第139期第1四半期)

株式会社 松風

E 0 1 1 8 3

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 松風

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【四半期会計期間】 第139期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 藤 島 亘

【最寄りの連絡場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 藤 島 亘

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社
(東京都文京区湯島三丁目16番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第138期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第139期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第138期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	4,046	3,881	16,040
経常利益 (百万円)	319	280	951
四半期(当期)純利益 (百万円)	168	166	521
純資産額 (百万円)	18,322	18,022	18,310
総資産額 (百万円)	22,840	22,328	22,522
1株当たり純資産額 (円)	1,139.90	1,121.21	1,139.13
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	11.45	10.34	33.28
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.2	80.7	81.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	529	407	1,168
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△311	△245	△670
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,167	△164	1,028
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	5,181	5,252	5,295
従業員数 (名)	778	809	801

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	809 (143)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員数はパートタイマーであり、派遣社員及びアルバイトを除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	453 (75)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員数はパートタイマーであり、派遣社員及びアルバイトを除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
デンタル関連事業	2,270	△13.4
ネイル関連事業	66	△19.6
その他の事業	20	101.0
合計	2,357	△13.1

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

当社グループは、販売計画に基づいて、生産計画を立て生産を行っておりますが、一部の製品に関しては受注生産を行っております。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
デンタル関連事業	44	3.9	21	△11.0
ネイル関連事業	—	△100.0	—	—
その他の事業	—	—	—	—
合計	44	2.2	21	△11.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
デンタル関連事業	3,479	△3.3
ネイル関連事業	381	△12.6
その他の事業	20	65.9
合計	3,881	△4.1

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合
主たる相手先の販売実績割合が、10%未満のため記載しておりません。
3 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来の見通しにかかわる記述については、当四半期報告書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)におけるわが国経済は、政府の景気政策やアジア向けを中心とした輸出の増加から緩やかな回復基調のもとで推移いたしました。しかし、欧州諸国の金融不安により景気の先行き不透明感が強まっており、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況が続きました。

このような厳しい経営環境の中、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は3,881百万円と前年同期比164百万円(4.1%減)の減収となりました。売上高に含まれる海外売上高は915百万円(対売上高23.6%)となり、前年同期比5百万円(0.6%減)の減少となりました。

利益面は減収により、営業利益が258百万円(前年同期比11百万円、4.2%減)となり、さらに経常利益も営業外損益の悪化により、280百万円(前年同期比39百万円、12.3%減)と、いずれも前年同期比減益となりました。特別損益に貸倒引当金戻入額や投資有価証券評価損を計上した結果、税金費用を差し引いた四半期純利益は166百万円と前年同期比2百万円(1.4%減)の減益となりました。

セグメントの業績

① デンタル関連事業

国内では、前連結会計年度に発売を開始した前臼歯対応フッ素徐放性フロアブルコンポジットレジン「ビューティフィル フロー プラス」や当第1四半期連結会計期間に市場投入した双眼ルーペ「MiCDルーペ」等が売上に寄与いたしました。市場環境は依然として厳しい状況が続きました。また海外でも、円高の影響等により、前年同期比減収となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は3,479百万円(前年同期比117百万円、3.3%減)となりましたが、販売費及び一般管理費の未消化があり、営業利益は280百万円(前年同期比28百万円、11.3%増)となりました。

② ネイル関連事業

ネイル関連事業は、長引く個人消費の低迷により、ネイル業界全体の市場の伸びが鈍る中、価格競争の激化等引続き厳しい環境で推移いたしました。その中で自社グループ製品を中心に積極的な販売活動に注力いたしました。当第1四半期連結会計期間の売上高は382百万円(前年同期比55百万円、12.6%減)となり、利益面でも販売活動費用の増加を伴ったことから、営業損失27百万円(前年同期比41百万円、284.7%減)となりました。

③ その他の事業

その他の事業は、株式会社昭研が歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を販売している事業分野であります。

当第1四半期連結会計期間の売上高は21百万円(前年同期比9百万円、75.5%増)となり、営業利益は4百万円(前年同期比1百万円、59.6%増)となりました。

(2) 財政の状況

総資産は、前連結会計年度末に比べ、194百万円(0.9%減)減少し22,328百万円となりました。

資産は主に、保有株式の時価評価が前連結会計年度末に比べ低下したことにより、投資有価証券が減少しています。

負債は、未払費用等の流動負債その他の増加により前連結会計年度末に比べ、93百万円(2.2%増)増加し4,305百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ、288百万円(1.6%減)減少し18,022百万円となりました。投資有価証券の時価の下落等に伴うその他有価証券評価差額金の減少が主な要因であります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ、0.6ポイント低下し80.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ、43百万円(0.8%減)減少し、5,252百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と前年同四半期対比の要因は次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

第1四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、407百万円のプラスとなり、前年同四半期対比121百万円(23.0%減)の減少となりました。

これは主に仕入債務の増減額による資金支出が前年同四半期に比べ、208百万円(130.9%増)増加したことによるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

第1四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、245百万円のマイナスとなり、前年同四半期対比66百万円(21.2%増)の増加となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出が前年同四半期に比べ、128百万円(69.9%減)減少したことによるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

第1四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、164百万円のマイナスとなり、前年同四半期対比1,332百万円(114.1%減)の減少となりました。

これは主に自己株式の売却による収入が前年同四半期に比べ1,313百万円(100.0%減)減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を一部変更するとともに、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）への対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定し、本対応方針継続の承認議案を平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会に提出、承認されました。

I 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成21年度から平成23年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、グループ売上高180億円の達成を目標としております。具体的には、①グローバルマーケティング機能の強化と新製品・新技術による需要の創造とシェアアップ、②海外事業の拡大、③コストダウン活動といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、取締役の任期を1年としております。また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様への判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることを当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないとは判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月25日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成22年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

IV 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

IIに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、IIに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、IIIに記載した本対応方針も、IIIに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間は研究開発費として、262百万円を投入いたしました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更及び完了したものはありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,114,089	16,114,089	東京証券取引所市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	16,114,089	16,114,089	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	16,114	—	4,474	—	4,576

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,048,900	160,489	—
単元未満株式	普通株式 24,889	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,114,089	—	—
総株主の議決権	—	160,489	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式87株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 松風	京都市東山区福稲上高松町 11番地	40,300	—	40,300	0.25
計	—	40,300	—	40,300	0.25

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	744	725	740
最低(円)	709	699	700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,553	6,430
受取手形及び売掛金	2,327	2,444
有価証券	157	165
商品及び製品	2,295	2,179
仕掛品	630	573
原材料及び貯蔵品	541	551
その他	748	806
貸倒引当金	△131	△162
流動資産合計	13,121	12,989
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,578	6,590
減価償却累計額	△3,928	△3,887
建物及び構築物（純額）	2,649	2,702
その他	6,320	6,304
減価償却累計額	△4,179	△4,129
その他（純額）	2,141	2,174
有形固定資産合計	4,790	4,877
無形固定資産		
のれん	512	534
その他	262	277
無形固定資産合計	774	812
投資その他の資産		
投資有価証券	2,810	3,144
その他	838	708
貸倒引当金	△8	△8
投資その他の資産合計	3,640	3,844
固定資産合計	9,206	9,533
資産合計	22,328	22,522

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	591	666
短期借入金	1,020	1,020
未払法人税等	101	92
役員賞与引当金	11	33
その他	1,429	1,239
流動負債合計	3,152	3,051
固定負債		
退職給付引当金	103	101
役員退職慰労引当金	516	509
その他	533	550
固定負債合計	1,153	1,161
負債合計	4,305	4,212
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,474	4,474
資本剰余金	4,576	4,576
利益剰余金	9,392	9,387
自己株式	△55	△55
株主資本合計	18,388	18,382
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	168	357
為替換算調整勘定	△535	△430
評価・換算差額等合計	△366	△72
純資産合計	18,022	18,310
負債純資産合計	22,328	22,522

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	4,046	3,881
売上原価	1,803	1,673
売上総利益	2,242	2,207
販売費及び一般管理費	※1 1,972	※1 1,948
営業利益	269	258
営業外収益		
受取利息	6	2
受取配当金	23	25
会費収入	63	64
その他	33	24
営業外収益合計	127	117
営業外費用		
支払利息	3	3
売上割引	39	39
当社主催会費用	24	14
為替差損	—	25
その他	9	12
営業外費用合計	77	95
経常利益	319	280
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	33
特別利益合計	—	33
特別損失		
投資有価証券評価損	24	13
特別損失合計	24	13
税金等調整前四半期純利益	294	299
法人税等	125	133
少数株主損益調整前四半期純利益	—	166
四半期純利益	168	166

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	294	299
減価償却費	130	143
のれん償却額	22	22
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△30
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4	△3
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	11	7
受取利息及び受取配当金	△30	△28
支払利息	3	3
為替差損益 (△は益)	2	18
投資有価証券評価損益 (△は益)	24	13
売上債権の増減額 (△は増加)	109	92
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△170	△207
仕入債務の増減額 (△は減少)	159	△49
その他	229	252
小計	794	534
利息及び配当金の受取額	31	29
利息の支払額	△6	△6
法人税等の支払額	△289	△150
営業活動によるキャッシュ・フロー	529	407
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△130	△396
定期預金の払戻による収入	15	210
有価証券の取得による支出	△0	△75
有価証券の償還による収入	—	75
有形固定資産の取得による支出	△183	△55
貸付金の回収による収入	1	4
その他	△13	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△311	△245
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△3	△3
自己株式の増減額 (△は増加)	1,313	△0
配当金の支払額	△142	△160
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,167	△164
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	△41
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,390	△43
現金及び現金同等物の期首残高	3,788	5,295
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,181	※1 5,252

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。 これによる損益に与える影響及び当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動はない。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度にかかる実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。また、一部の連結子会社については、予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定している。
3 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合については、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示している。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)				
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>役員報酬及び給与手当</td> <td>637百万円</td> </tr> </table>	役員報酬及び給与手当	637百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>役員報酬及び給与手当</td> <td>622百万円</td> </tr> </table>	役員報酬及び給与手当	622百万円
役員報酬及び給与手当	637百万円				
役員報酬及び給与手当	622百万円				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>6,212百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える 定期性預金</td> <td>△1,031百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>5,181百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金	6,212百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期性預金	△1,031百万円	現金及び現金同等物	<u>5,181百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>6,553百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える 定期性預金</td> <td>△1,301百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>5,252百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金	6,553百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期性預金	△1,301百万円	現金及び現金同等物	<u>5,252百万円</u>
現金及び預金	6,212百万円												
預入期間が3ヶ月を超える 定期性預金	△1,031百万円												
現金及び現金同等物	<u>5,181百万円</u>												
現金及び預金	6,553百万円												
預入期間が3ヶ月を超える 定期性預金	△1,301百万円												
現金及び現金同等物	<u>5,252百万円</u>												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	16,114

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	40

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	160	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月4日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	デンタル 関連事業 (百万円)	ネイル 関連事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,596	437	12	4,046	—	4,046
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	3,596	437	12	4,046	—	4,046
営業利益	252	14	2	269	—	269

(注) 1 事業の区分の方法

事業は、製品の種類、用途及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

(1) デンタル関連事業・・・歯科に関連する材料、機器の製造・販売及び修理サービス

(2) ネイル関連事業・・・ネイルに関連する美容器具・健康器具及び化粧品の製造・販売、サービス業

(3) その他の事業・・・工業用材料・機器の製造販売、上記(1)、(2)以外の事業

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,329	272	341	102	4,046	—	4,046
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	340	18	38	36	434	(434)	—
計	3,670	290	380	138	4,480	(434)	4,046
営業利益	227	5	17	11	261	8	269

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国及び地域

国又は地域の区分は、地理的近接度により、「アメリカ」、「欧州」、「アジア」に区分しております。

「欧州」にはドイツ及びイギリス、「アジア」には中国が含まれております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	北米・中南米	欧州	アジア・ オセアニア他	計
I 海外売上高(百万円)	272	341	306	921
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	4,046
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.7	8.4	7.6	22.8

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米・・・アメリカ・カナダ・ブラジル、欧州・・・ドイツ・イギリス、
アジア・オセアニア他・・・韓国・中国であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業及びその他の事業（工業用材料・機器の製造販売）から構成されており、各事業単位で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「デンタル関連事業」、「ネイル関連事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「デンタル関連事業」は、歯科に関連する材料、機器の製造・販売及び修理サービスを、「ネイル関連事業」は、ネイルに関連する美容器具・健康器具及び化粧品の製造・販売、サービス業を、「その他の事業」は、工業用材料・機器の製造販売を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注) 2
	デンタル 関連事業 (百万円)	ネイル 関連事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	3,479	381	20	3,881	—	3,881
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	0	1	1	△1	—
計	3,479	382	21	3,882	△1	3,881
セグメント利益又は損失 (△)	280	△27	4	258	0	258

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,121.21円	1,139.13円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 11.45円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載していない。	1株当たり四半期純利益金額 10.34円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎については、潜在株式がないため記載しておりません。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益(百万円)	168	166
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	168	166
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,724	16,073

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社 松 風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健次 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松風の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月11日

株式会社 松 風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊 原 弘 行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松風の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社
(東京都文京区湯島三丁目16番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役取締役社長根來紀行は、当社の第139期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。